

平成30年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成30年 6月22日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	上下水道課長	田中	秀喜
副町長	大庭	孝久	建設課長	田中	文夫
教育長	村尾	秀信	大規模事業課長	河北	尚夫
総務課長	野津	浩一	施設管理課長	大西	洋二
会計管理者	渡部	誠	総務学校教育課長	池田	茂良
財政課長	石田	寛弥	社会教育課長	吉田	隆
税務課長	濱田	勉	布施支所長	竹本	久
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	金坂	賢一
福祉課長	中林	眞	都万支所長	佐々木	義直
保健課長	平田	芳春	危機管理室長	吉田	篤夫
環境課長	砂本	進	中出張所長	村上	克樹
観光課長	鳥井	登	中央公民館長	高梨	勇光
農林水産課長	藤川	芳人	総務課長補佐	野津	千秋
地域振興課長	佐々木	千明	財政課長補佐	日野	利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根	淳	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	---	--------	----	-----

議事の経過

**○議長（石田茂春）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 質 疑**

「質疑」を行います。

この質疑は会期初日に提出された、議第61号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」から議第68号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕」までの8議案について「総括質疑」方式により行います。

なお、報告第1号、第2号、承認第1号から承認第14号の計16件については、総括質疑終了後、一件ごとに「質疑」を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないようよろしくお願いします。

それでは、通告順に質疑を行います。質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに、10番：平田 文夫 議員

**○10番（平田文夫）**

おはようございます。

通告しております議第65号「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事（4期工事）〕」についてちょっとお伺いします。

まず担当者は4月に代わったわけだから、あまり分からないことがあれば誰でもいいですから答弁願います。

まず、第一にこの4期工事も終わって、じゃあ次に管理になるわけですけども、その管理はどのような管理をしたいと思っているのかちょっとお伺いしたい。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

まずこの機器更新を検討した際にメンテナンス性の向上ということが大きなテーマで検討され、決定されております。で、そこにはランニングコストを削減するということが、お金

的には決め手にもなっておって今回のこのシステムが決まっております。その前提と言いますのは、利用する際の空調コントロールということがあって、その削減が図れるということでもありますので、具体的に言うと頻繁に電源のオン、オフをしないですとか、エアコンの温度設定は適正な温度にする。また、風量調整は自動調整にする。エアコンのメンテナンスをしっかりと行うといったような利用の仕方への配慮があって、得られるものであるというものでございますので、そういったところを今後利用者の皆様に指導しながら運営をしなければならぬものと考えております。

**○10番（平田文夫）**

4月に代わって、今回の発注に至った経緯の中で、あなたは「仕様書」を確認したの。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

工事の概要、こういうシステムになった経緯というものは一応確認をいたしたところでございます。

**○10番（平田文夫）**

では、その「仕様書」の中で特記事項はあったか、なかったか簡単に。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

一番大きなテーマは、従来の水冷式から空冷タイプに替えるというのが一番大きな特記事項ではなかったかと、技術的にはそうではなかったと理解しております。

**○10番（平田文夫）**

さっきも述べたけど、メンテナンスが大事だということになれば、メンテナンスの契約というものは特記事項に掲載してあったか、なかったか。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

メンテナンスの契約云々につきましては、記載しておりません。

**○10番（平田文夫）**

メンテナンスを記載していないということに対しては、法定点検というものが定められているわけ。それはどうするの。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

通常このホテルに限らず、公共施設の消防設備等も含めた資格を持たれた業者への契約によってメンテナンスをしていただくというようになろうかと考えております。

**○10番（平田文夫）**

いや、メンテナンス契約はしてないということを言いながら、メンテナンスは業者がやる

と。ということはこれは何でかと言うとフロンの排出抑制法ということに係わってくるわけだから。そこら辺のことをしっかりと運営するためには守っていかなければならない。

まあそのことは分からないことは聞いても始まらないから、次に進むけどね。

そういうことで今回通告もしておりますけど、費用対効果ということ为国でもあなた方に通知しているわけ。その通知をめくったかどうかそこら辺。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

大変不勉強で申し訳ございませんが、この度の発注の際に関しまして私の方では認識をしておりませんでした。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

いや、建設課長でもいいですよ。

**○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）**

私も空調設備関係、機械器具設置の方の法定点検については不勉強で存じ上げておりません。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

あのね、地方公共団体における官公庁施設の設計業務委託に関する運用状況について、全国営繕主幹課長会議において情報共有を図ることにより官公庁施設の設計業務における品質確保に資する目的として委託しておるわけ。それが委託したのが平成29年11月16日から平成30年1月19日、その通知が隠岐の島町に入っているわけ。ということは、これは対象は47都道府県、20政令都市、586市町村、その通知が隠岐の島町に来てなかったらおかしいんじゃないか。そこら辺のことはどうなの。

**○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）**

営繕関係、建築のことだと思われまます。営繕関係の書類についてはですね建設課の方にまわっていると思います。確認したいと思います。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

確認じゃなくして、その次に発注されているわけじゃないですか。昨日も一般質問で評価までどうなっているんだと問われたわけじゃないですか。けども、評価までじゃないわけでしょう。改善までしなさいということになっているじゃないですか総合戦略においても。そういうふうなことをちゃんとするということが、町の利益に繋がったり、安心な施設運営に繋がったり、そういうことになるんじゃないですか。そこら辺のことを踏まえて、ちゃんとやってくださいよ。それは何でかと言うと、空調空気調和システムのことに關して委託し

で検討しなさいと、それは企画、計画、設計、施工、運転、管理までちゃんとやりなさいということになっているわけですよ。そこら辺のことは、ちゃんと今後、遅いけれども調べて次の段階にこういう大規模な空調工事じゃないと思うけど、やっぱりあなた方全員が共有してやってください。

次に、エルセムということを知っているかお聞きしたい。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

大変不勉強で申し訳ありません。存じておりません。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

これはライフサイクルエネルギーマネジメントの略語なんですよ。国交省がちゃんと配布されているわけ。その中には今までやってきたことは連携の不十分、要するに設計者にしても施工者にしても管理者にしても、そういうことが問われているわけ。そうして次からどうしなさい。昨日の一般質問であった、プランとかドゥーとかチェックとかアクションとかいうことをやりなさいということは、それは計画から実行、評価、改善までということを行っているわけでしょう。だからそこら辺のことはどうですか。

**○番外（ 観光課長 鳥 井 登 ）**

役場の仕組みの中でこういう事前評価、中間評価、長くなると再評価、終わったら事後評価、そしてその後の管理運営というものを監視、監督、進捗を確認するといったような仕組みが今無いというふうに私も認識しております。事業評価という場面はございますので、地域振興課長とも意見交換はしておりますが、今後本町の事業評価全体に対するテーマであるかというふうに話はしておりますので、今後考えて行かなければならない事柄のひとつではないかというふうに認識しております。

**○10番（ 平 田 文 夫 ）**

この目的はね、まず先ほど述べた全国営繕主管課長会議に付託された事項は企画、計画、設計、施工、運転、管理及び改善というものがちゃんとなされねば、ということはアクションだ。そういうふうなことをちゃんとやっていきなさいということをお問われているわけ。

この間、会検が入ったんじゃないの。そのことで施設のことが問われたんでしょう。それからあなた方は何をやって来たかそこら辺をちょっとお伺いしたい。

**○番外（ 財政課長 石 田 寛 弥 ）**

2月に総務省の会検を受検いたしまして、その時に観光施設に絡む空調関係の熱効率に関する指摘を受けたところでございます。施設整備に当たって熱効率に関する資料の提出を求

められたところでございますけれども、その施設に関して熱効率調査をしていなかったという回答をさせていただいたところでございます。

**○10番（平田文夫）**

いやそれほど省エネ、省エネ、そうでしょう。環境省が冷房でも28度にしなさいと通知されているわけでしょう。短期間であれ、何であれ、連携をしなさいということは各省庁から通知で来ているわけでしょう。そういうふうなことを踏まえて要するにあなた方が今後どう取り組むのかちょっと聞きたい。

**○議長（石田茂春）**

平田議員もう一度質問をしてもらえませんか。質問の内容が分からないようですので。

**○10番（平田文夫）**

いやいや指摘されたことに対して今後どのような方向で取り組んで行くのかということを知っているわけ。やっぱりそこら辺のことをしっかり認識して共有しなさいということ。

まあいいわね。そういうことは今後の課題として、ということは何でかと言うと今頃空調設備にはただ単に設備をするだけじゃない。いろいろなハードルがあるからそれをクリアする。そのためにはどう取り組まなければいけないかということを知、ただ一者に決めたから一者でずっとやるようなことは、あってはならんわけ。その者がどういうふうなことをやって、どういうふうな結果を踏まえたかということが、昨日の議会に説明責任、住民に対して説明責任ということが生まれてくるわけ。分からないことを説明しろと言ってもダメでしょう。しっかりやっていること、知識のあることを説明することによってその責任が果たせる、こういうことに繋がるということでしょう。そういうことを踏まえて、費用対効果というものは、先ほど財政課長が答弁したけれども、もう国が求めてきているわけでしょう。それは総合戦略でも何でも一緒なわけ。

あんまりやっても正確な答弁が出て来ないんでもう止めるけれども、今後の取り組みについてちょっと聞きたい。その姿勢を。

**○番外（観光課長 鳥井 登）**

観光課の私はたまたま技術畑の人間でございますので、こういった仕事を見た時に本当に情報というものが今議員ご指摘のように薄いかなという印象は持っておりました。そのためには横連携をしっかりと持ちながら、こういった大きな仕事は進めていかなければいけないというふうに今考えておりますので、また庁内にもそういった意見提案はしてまいりたいと思

っております。

**○10番（平田 文夫）**

最後になりますけど、町長、副町長あなた方が答弁しても何にもならんわけ。職員を育成してくださいよ。職員がしっかりと自分の周りだけじゃなくして全体的に連携して、説明責任を果たしていくことを今後やってください。

終わります。

**○議長（石田 茂春）**

以上で平田 文夫 議員の「総括質疑」を終わります。

次に、15番：池田 信博 議員

**○15番（池田 信博）**

それでは通告しておりますことについて質問したいと思います。

まずこの4月1日から新しく「地域振興課」という課ができてですね、しっかり隠岐の島町の発展のために地域を振興して頑張るということをございますので、しっかり頑張っていたきたいということで、そのことについてまず「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」があがっております。地域経済牽引事業の促進による地域発展の基盤強化に関する法律に基づき、県及び県内全市町村共同で基本計画を作成し国の同意を得たということで、事業者が地域経済牽引事業を行う際に固定資産税を免除する規定を追加する。ここで地域未来投資促進法第14条第1項に規定する事業者に対し、対象施設の用に供する家屋、構築物に掛かる固定資産税ということを謳っております。この構築物の件にですね、事務所は対象にならないとありますが、ここで言う事務所とはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

**○番外（税務課長 濱田 勉）**

今認識しているところでは、事務所は単なる総務的な事務的な事務所というふうに理解しております。

**○15番（池田 信博）**

もうちょっとしっかり説明して、今の説明ではよく分からない。ここに掲載されている事務所とはどのようなものなのか。

**○番外（税務課長 濱田 勉）**

いろいろな事業者があると思っております。購入した土地、家屋等の中には工場的な物もあると思います。その事業所の中で、この法律に基づかない事業を行うものも一緒になって

いる場合もあるかもしれません。そこで単なる事務、経理とか庶務とか単なるそういった作業をする事務所については例外ではないかと考えております。

**○15番（池田信博）**

いや、ここに謳っているのは事業者が対象施設のこの事業の用に供する家屋、事業の用に供するそこに伴う構築物に掛かる固定資産税の免除というふうにありますよね。それでその括弧した中に事務所は対象にならないというふうにあります。ここで言う事務所とはどういうものなのかということを知っているんですよ。

**○番外（税務課長 濱田 勉）**

その事業所が事業を行うために施設を建てたり、それから設備について免除するというところでございますので、その中でその事業をするそのものを免除するというところでございますので、先ほどから申し上げております単なる事務的な作業をするスペースについては事務所と理解しておりますので、その部分の面積については課税は免除しないと私は理解しております。

**○15番（池田信博）**

ということは、この事業に用に供する建物ですよ。まあ工場、工場の中に一部事務所が事務的なスペースがあったら、その部分は免除しないということなんですか。

どうもそうじゃないみたいですよ。そうなんですか。そうならそれでいいんですけど、別建ての事務所が対象にならないとかいうことだったら分かるけど、工場の中で作業をしているそこに一部机一つ二つ置いて事務をしている、それが対象外ということになるんですか。そういうふうに理解してよろしいんですね。

**○番外（地域振興課長 佐々木 千明）**

先ほどの質問に対してでございますけれども飽くまでこの法令はですね、ものづくりに資する施設に対して支援を行うということでございまして、一般的には税務課長のいうようにですね単なる事務所は対象にならないということであって、先ほど議員のご指摘のあった工場の中に事務室がある場合はこれには該当しないというふうに思われますので、これはひとつ時間をいただきまして島根県の担当しております商工部の方に一度確認させていただきたいと思っております。

**○15番（池田信博）**

はい、分かりましたけど。例えば工場が1,000㎡あると事務室が10㎡、これに掛かる固定資産税というのは大きいもので掛かってくるわけなんですよ。建物には、該当しないという

ことになれば、この1%部分だけは免除しないという計算にあなたたちが今答えている部分ではね。だけど、課長が調べるということですので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、地域経済牽引事業というものの詳細について具体的に説明を願ひたいと思ひます。

### ○番外（ 地域振興課長 佐々木 千明 ）

事業内容につきましては、資料に基づいて順次説明させていただきたいと思ひます。

まず資料の1ページをご覧いただきたいと思ひます。今回の税の特例措置の条例についてはですね、大元になっておりますのがこの地域未来投資促進法に基づく支援策ということで税法の一部改正をしたところであります。資料の上側の地域未来投資促進法とはということで、この促進法の目的を青い枠の中に表記しておりますが、昨年5月に成立して、同じく7月から施行となっております。その下のオレンジで囲ってあります部分、促進法に基づく主な支援というところがございますけど、まず、この促進法に該当しますと国税の課税特例が認められます。内容について3つほど記載がありますが、こういった各項目について特別償却でありますとか、税額控除が受けられるとまずこれが国からの支援策でございます、その右にございますのが、今度は国と市町村の支援でございます。これは地方税の課税免除ということでございまして、まず不動産取得税、これは県の取り扱う部分でありますけど、これが3年間に亘って免除となります。もう一つが固定資産税の課税免除ということでこれは括弧書きで書いてありますとおり市町村で免除等の条例制定が必要ということで、今回議会においてこういった固定資産税の3年間の免除を上程させていただいたわけでございます。で、その下にオレンジで囲ってあります部分は促進法の支援を受けるにはどういった手続きが必要かということございまして、まず星印に記載してありますとおり地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を得ることが大前提になってまいります。それともう一点は国の確認を得ること、こういった二つの条件をクリアしなければならないということで事務の手順はその下に図示してあるとおりでございます、まず真ん中の希望される事業者が自ら地域経済牽引事業計画という計画を立てなければなりません。それを島根県の方に申請をして、島根県から承認をいただく必要がございます。県から承認をいただいたうえで、右にございませぬ国の方に再度申請して確認をいただく、これが一連の事務手続きでございます。そのうえで事業者は牽引事業計画をどういったことに基づいて策定していくのかということでございますが、これは県の承認案件がございまして、県は事前に県内の全市町村と共同で計画書を策定しております。その計画の方に謳ってございます要件をクリアしないと県からの承認をいただけないということで、この県と市町村が共同で作った計画書の概要が次ページにござ

います基本計画の概要でございます。これは島根県につきましては二つほど基本計画を策定してございまして、まず2ページが一つ目の基本計画でございます。これは島根県（成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア）における基本計画の概要ということで、計画のポイントは割愛させていただきまして、促進区域というのがございます。これは該当となる地域という捉え方をさせていただきたいと思いますが、島根県全域でございます。該当となる地域は島根県全域ということでございます。続いて経済的効果の目標も割愛させていただいて、一番重要となりますのが次の地域経済牽引事業の承認案件というところでございます。要件1、①から⑦のいずれかをクリアしなくてはならないということと、要件2これは付加価値を3,029万円を超えるものでないとならないと、最後の要件3この下のいずれかの経済効果が見込まれること、こういった三つの要件をクリアしないと県からの承認が下りないということでございます。これが第一点の基本計画でございます。

続いて3ページ目をご覧ください。これがもう一つの島根県における基本計画の概要ということで、これは観光についての基本計画でございます。これにつきましても促進区域は島根県全域でございます。島根県内どこでも手を挙げられるということでございます。一つ飛ばしまして、観光における地域経済牽引事業の承認要件これにつきましても要件1、①から③までございまして、要件1につきましては①から③までのいずれかをクリアしなければならないと、要件2につきましては先ほどの計画と同じく3,029万円を超える付加価値が得られないといけないと、要件3につきましては二つのいずれかの経済効果が見込まれると、こういった基本計画の承認要件をクリアしないといけなくということ、こういったことを今後県と一緒に島内の事業者にも周知を徹底していく中で一つでも多くの事業者にこういった制度を活用していくように今後心がけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○15番（池田信博）

これからということでもしっかりと周知をしてですね、がんばるということでございます。そこで、この島の活性化には民間投資を強力に進めることが重要であるということ、考えた時に、隠岐の島町として考えがあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

#### ○番外（地域振興課長 佐々木千明）

私どももなるべく島内の業者の方に、今日説明させていただいたいろんな事業もその中の一つなんですけれども、今、地方創生関連のたくさんの事業がございまして。また有人国境離

島の制度の中でもいろんな企業を支援する制度がございますので、こういった制度を丁寧に関係団体を通じて、関係団体と一緒に島内の事業者にも周知する中で一つでも多くの事業者にも島の中で起業をしていただきたいと、こういったことを心がけてまいりたいというふうに思っております。

**○15番（池田信博）**

関係団体ということの中には、商工会も入っているというふうに理解しているんですけど、隠岐の島町の商工会にきっちり目的に沿った仕事を、それも最重要なんですけど、こういう新しい制度ができて商工会を通じで各事業者にしっかり説明していただいて、民間投資を図るように是非働きかけていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

**○番外（地域振興課長 佐々木千明）**

議員の仰せのとおりでございます。今までも商工会とは連携を密にしながらこういった民間投資の取り組みを進めておりますが、今後はより一層商工会を通じて働きかけを行っていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○15番（池田信博）**

はい、それでは次に移りたいと思います。

五箇中学校暖房機器整備事業、ボイラー室1棟、配管設備一式で3,840万円の補正予算が計上されておりますけど、この補正予算は概算で計上していると理解してよろしいですね。

**○番外（総務学校教育課長 池田茂良）**

それでは説明いたします。お配りいたしました資料No.4の2ページをお願いいたします。平成30年度当初予算要求の時に要求した金額が括弧H30当初というところになっております。これにつきましては、議員仰せのとおり概算で当初計画の時に標準的なペレットボイラーの工事として必要であろうと思われるところを積算をして予算要求をして予算が今あるというところがございます。五箇中学校の既存の建物の中には共同溝、いわゆる配管のピットがあります。そこにペレットボイラーで配管が収まるであろうということでの概算での工事費の計算をしたところございました。これにつきまして平成29年度実施設計の方を業者に委託をして設計業務を行ったところです。これが今年3月27日に完了いたしました。この実施設計を組む段階で業者と協議をしながら行ったところですが、まず配管径、当初計画の時には50mm、5cmのものでございました。ところがこれが管末での熱効率を保證していくためには、確保していくためには、65mm、1.5cm太いものが必要になるということがございます。それとこれを

ずっと取り廻していくためには、断熱性を高めないといけないということで、保護被膜が必要になるということが分かりました。これを踏まえて設計業者の方に設計をお願いしたところ、3番目の機械設備工事のところにごさいます当初2,000万円を概算で組んでおりましたが、実施の段階では4,835万円ということで、ここで2,835万円とかなり大きい額の増額が必要になるということが分かりました。

もう一点、建築工事のところの4番目にあるように1,020万円増額になっております。これにつきましては、ペレットボイラー次のページ、資料の3ページのところに図面がございます。ボイラー室を町道と学校校舎の間に建築をする予定にしております。この位置がかなり近いものになってございます。これにつきましては、もしもの場合の校舎への延焼を防ぐためということで、その部分の6ページをお願いいたします。6ページにありますようにその近い部分の校舎側の屋根それから軒の部分については、耐火構造で整備する必要があるということでございます。これが建築工事の中で整備しなければいけないということ、それとボイラー室自体の面積が少し大きくなったということで、1,020万円増額になっているというところが大きく増額になったところでございます。

議員の質問にありましたようにこの増額のことにつきましては、設計に基づいての増額要求をさせていただいております。

### ○15番（池田信博）

この平成30年度当初が概算ということの今説明だったと思いますけど、これ設計するときはこの熱効率とか、そのまま当初の計画で行けばしっかり熱が伝わらないと暖房ができないというようなことだと思うんですけども、これ私、当初から分かっていたと思うんですよ。専門家が設計してるわけですから。所管にどのような説明を受けて、じゃあそれで行きましようということで予算計上したんですか。これ配管の経路変更に伴う設備増と建屋の面積の変更、既設の校舎の耐火基準適合工事とある。こんなもの当初から分かっていたはずなんですよ。屋外に配管をするからその耐火が必要だと、熱をもつから必要だということだと思うんですけども、こんなもの最初から計画が杜撰だったというふうに受け取られても仕方ないと思いますよ。初めての今流行りのペレットボイラーということで、本町の計画で導入することが決まっているかもしれませんが、先ほどの質問にもあったように費用対効果もやっぱり今後考えて行かなければならない。

じゃあこのペレットボイラーはペレットの種類があるらしいんですけど、どのペレットを使用する機器なんですか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

まず一点目の当初の計画としてきちんとした積算がされていたかというご質問だと思いますが、これにつきましては先ほどご説明いたしました当初計画につきましては、標準的な物ではこれぐらいかかるであろうというところできちんとした熱効率の計算までされていなかったとっております。それがありませんでしたので、今回設計業者ときちんと協議をいたしまして、初めて学校でやるものです。これについてきちんと使える物でなければいけないと、熱量としてどれだけ必要かということまで計算してもらったためにこうなっています。

**○15番（ 池田信博 ）**

議長、ちょっといいから。

公共施設に導入するためにこのボイラーをね、設計する時には熱効率の部分も当初から設計しているらしいですよ。何で本町のやつだけその部分がきっちりしてなかったんですか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

当初のところでは、そこまでのところが出来ておりませんでした。

**○15番（ 池田信博 ）**

いや、だから計画が杜撰だと言うんですよ。どこのコンサルに頼んで設計してもらったんですか。そういうことで、このペレットボイラーには使用するペレットの種類があるということなんですけど、どのペレットを使用するんですか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

ペレットの種類ということは、芯のところ、皮が混ざっているところ、一部混ざっているところという意味でよろしいでしょうか。そのことで言いますと、このペレットボイラーには芯のところのを選定をしているところです。

**○15番（ 池田信博 ）**

白いところの部分、全木じゃないのペレットは。幹の部分だけを使用しているんですか。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

工場ではこれを分けて作れるということでその選定をさせていただきました。

**○15番（ 池田信博 ）**

キロ当たりどのくらいになるんですか。価格は。

**○番外（ 総務学校教育課長 池田茂良 ）**

大変申し訳ございません。ペレットの使用量、それから単価等についてはまだきちんと計算をしております。

**○15番（池田 信博）**

時間がないのでいいんですけど、ちゃんと計算して導入せな駄目ですよ。そんな物は。新しい工場で作るらしいんですけども、工場試運転した時にシャッターが開いていて、すごい音と振動が出たということでクレームが来ているんですよ。そんな状況の中でやっぱり計画は綿密に練り上げてですね、そこらの方までしっかり計算をしてやっぱり導入をすべきだというふうに思いますけど、いかがですか。

**○番外（農林水産課長 藤川 芳人）**

ペレット工場の試運転につきまして、シャッターが開いていたことで周辺の皆様に騒音や振動があったということは大変申し訳なく思っております。業者に今後運転をする時は必ず万全な態勢で運転をするように指導しております。それと導入の計画についてでございますが、昨年度、町が管理する町所有の施設についてそれぞれ評価、検証を実施しております。その項目の中には既存施設の老朽度や導入経費も含まれておりますので、町の施設において導入する空調等を更新するにあたっては、そういうことも含め導入経費等は考えていただいて、ペレットの導入についても検討していただくよう各課にお願いしているところでございます。

**○議長（石田 茂春）**

以上で、池田 信博 議員の「総括質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

次に、報告第1号から承認第14号について「質疑」を行います。

始めに報告第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。議案書4ページ、5ページをお開き願います。

何かございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

続いて、報告第2号「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」質疑を行います。

議案書6ページ、7ページをお開き願います。

（ 「なし」 の声を確認 ）

ここで、10時35分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時25分 ）

**○議長（石田 茂春）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

( 本会議再開宣告 10時35分 )

続いて、承認第1号から承認第14号までの専決処分の質疑を行います。予算関係は、予算説明資料3により、歳入・歳出ごとにページめくりで進めさせていただきます。

それでは、承認第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から始めます。

資料3の歳出の16ページをお開き願います。

16ページ、17ページ。

( 「なし」の声を確認 )

次に、18ページ、19ページ。

12番：高宮 陽一 議員

#### ○12番（高宮 陽一）

これはまあ事業の精算ですから、そういうふうには見てますけども、このまちづくり計画策定ですね、まちづくりワークショップ開催費、ほぼ全額が予算減額になっておりますが、開催できなかったのか減額の理由をお聞かせください。

#### ○番外（大規模事業課長 河北 尚夫）

まちづくり事業の方ですが、ワークショップの方は二つのワークショップをする予定としておりました。この金額につきましては業務委託料として当初予算に計上いたしておりましたが、当初予算の時にも業務委託せずに自前でやったらどうかというご意見もありましたので、最初の前段の部分のワークショップにつきましては業務委託を掛けずに大規模事業課の方で運営してやっております。二つ目のワークショップにつきましては、ワークショップの公募をしても応募がないということで、いろんなワークショップの方をお願いする中でワークショップ疲れをしているという状況がございまして、ほぼ固定的な方になってしまうのでその部分で後期のワークショップは開催できませんでした。

#### ○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

( 「なし」の声を確認 )

次に、20ページ、21ページをお願いします。

( 「なし」の声を確認 )

次に、22ページ、23ページ。

次に、24ページ、25ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、26ページ、27ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、28ページ、29ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、30ページ、31ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、32ページ、33ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、34ページ、35ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、36ページ、37ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、38ページ、39ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、40ページ、41ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、42ページ、43ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、44ページ、45ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、46ページ、47ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、48ページ、49ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、50ページ、51ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

次に、52ページ、53ページ。  
( 「なし」 の声を確認 )

( 「なし」 の声を確認 )

次に、歳入の方お願いします。

ページ4ページから始めます。

4ページ、5ページをお願いします。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、6ページ、7ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、8ページ、9ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、10ページ、11ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、12ページ、13ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、14ページ、15ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

続いて、承認第2号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」54ページをお開きください。

54ページ、55ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

56ページ、57ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第3号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」58ページ、59ページをお開きください。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、60ページをお願いします。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第4号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」62ページ、63ページをお願いします。

( 「なし」 の声を確認 )

64ページ、65ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第5号「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」67ページをお願いします。

( 「なし」 の声を確認 )

68 ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

69 ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

70 ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第6号「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」72ページをお願いします。

72ページ、73ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

74ページ、75ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

76ページ、77ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、78ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第7号「平成29年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について」80ページ、81ページをお願いします。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第8号「平成29年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」83ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

84ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第9号「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」86ページ、87ページをお願いします。

6番：西尾 幸太郎 議員

**○6番（西尾 幸太郎）**

集団検診の受診者が496名というふうになっているんですけども、対象者は何名だったんでしょうか。

**○番外（町民課長 名越 玲子）**

後期高齢者ですので、約3,000名の方が対象でございます。

**○6番（西尾 幸太郎）**

対象者が3,000名ということなんで、ほぼ受けておられないということなんですけど、例えば集団検診以外で他の検診を受けていてここに数字が挙がっていないということがあるんでしょうか。

**○番外（町民課長 名越 玲子）**

後期高齢者ですので、毎月慢性的な病気を抱えて受診をしておられる方は多くおられると思っております。毎月の受診の中で検査を受けておられる方は多くおられるというふうに聞いておりますが、その方が集団検診でも個別検診という方法もありますけど、検診というところに繋がっていないのが現状でございます。

**○6番（西尾 幸太郎）**

集団検診を受けないことによるデメリットというのは何かあるのでしょうか。相対的な話でいいんですけど、受診される方のデメリットじゃなくて、集団検診自体のデメリットみたいなところを聞かせてください。

**○番外（町民課長 名越 玲子）**

集団検診そのもののデメリットは無いと思っております。いわゆる生活習慣病の予防というところに着眼した検診ですので、後期高齢の方が少なくなった分、国保の被保険者だったりということで後期高齢者以外の方に多く受けていただければというふうには思っておりますので、デメリットというのは無いと考えております。

**○議長（石田 茂春）**

他にございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

次に、条例関係に進みます。

承認第10号「隠岐の島町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例」及び承認第11号「隠岐の島町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について」議案書50ペー

ジをお開き願います。

( 「なし」 の声を確認 )

52ページ。

( 「なし」 の声を確認 )

次に、承認第12号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」54ページから願います。

( 「なし」 の声を確認 )

次に承認第13号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」76ページから願います。

( 「なし」 の声を確認 )

次に承認第14号「建設工事委託に関する基本協定の締結〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕の専決処分について」議案79ページから願います。

( 「なし」 の声を確認 )

以上で、「質疑」を終わります。

## 日 程 第 2. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の議第61号「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」から議第68号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕」までの8件を、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議第61号から議第68号までの8件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日 程 第 3. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

6月25日、26日は、常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、6月27日に開催します。

本日は、これにて散会します。

( 散 会 宣 告 10時55分 )

以 下 余 白